

堺市自治連合協議会 3月定例会

1. 依頼案件

(1) 令和6年度「堺市善行者表彰」及び「堺市地域活動貢献者感謝状」受賞候補者の推薦について (秘書部)

本年7月26日開催予定の堺市表彰式において、「堺市善行者表彰」及び「堺市地域活動貢献者感謝状」の贈呈を執り行います。

つきましては、ご繁忙のところ誠に恐縮ですが、貴校区で対象となる候補者がおられましたら、ご推薦くださいますようお願い申し上げます。

1. 推薦方法 「堺市善行者表彰 推薦要領」及び「堺市地域活動貢献者感謝状 推薦要領」をご覧いただき、推薦書並びに推薦調書を作成のうえご提出、または堺市電子申請システムでご提出ください。

2. 提出先 市長公室 秘書課 又は 各区役所 自治推進課

3. 推薦期限 令和6年4月19日(金)

問合せ・・・TEL 228-7616 秘書課

(2) ①2024年度 堺市人権教育推進協議会 校区推進委員の推薦について
②堺市人権協だより「こころの響き Vol.45」の回覧について
(ダイバーシティ推進部)

①2024年度 堺市人権教育推進協議会 校区推進委員の推薦について

当協議会の活動を地域に根づいた市民運動としてさらに定着させるためには、すべての人の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現に向けた取組を推進していくことが重要です。

つきましては、下記のとおり2024年度の校区推進委員を御推薦いただきますようお願い申し上げます。

記

○校区推進委員の推薦について

1. 校区推進委員の推薦にあたっては、「堺市人権教育推進協議会 校区推進委員について」を参考にいただき、御推薦ください。定数については、定めておりません。

2. 御推薦いただく方の御名前、御住所、郵便番号を「校区推進委員名簿」に御記入のうえ、4月26日(金)までに市役所人権推進課内、堺市人権教育推進協議会事務局へ御提出ください。

今年度(2023年度)の校区推進委員様の御名前、御住所等記載した2024年度用の校区推進委員名簿をお渡しいたしますので、記入例のとおり、退任される方には×印を付けていただき、新任の方は追記していただきますようお願いいたします。

なお、「要住所確認」と記載のある方が再任される場合は、住所に誤りがないか確認をお願いいたします。

3. 5月以降、新たに御推薦いただく場合は、堺市人権教育推進協議会事務局まで御連絡をお願いいたします。

校区推進委員の推薦、並びに校区推進委員名簿への住所等の記載については、必ず御本人の同意を得ていただきますよう、よろしくお願いいたします。

御提出いただいた名簿については、人権啓発事業等の御案内に使用させていただきますので御了承ください。なお、これ以外の目的には使用いたしません。

②堺市人権協だより「こころの響き Vol. 4 5」の回覧について

堺市人権教育推進協議会において、「堺市人権協だより『こころの響き Vol. 4 5』」を作成いたしました。

つきましては、「堺市人権協だより『こころの響き Vol. 4 5』」の回覧について御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 目的 当協議会及びその活動等を市民の皆様に広く知っていただくとともに、皆様の人権意識を高め、理解を深めていただく。
2. 内容 「堺市人権協だより『こころの響き Vol. 4 5』」の回覧
3. 回覧時期 令和6年3月 区自治連合協議会定例会後

問合せ・・・Tel 2 2 1 - 9 2 8 0
堺市人権教育推進協議会事務局（人権推進課内）

(3) 「2024 ツアー・オブ・ジャパン堺ステージ」開催に伴うチラシの回覧について 【広報さかい令和6年5月号掲載予定】 (産業戦略部)
--

ツアー・オブ・ジャパンは国際自転車競技連合公認の自転車レースとして、国内はもとより、海外の自転車ファンにも広く知られるレースです。

例年仁徳天皇陵古墳に隣接する大仙公園周回コースで開催し、市内外の多くの方々に自転車レースの醍醐味をご堪能いただいております。

本年は来る5月19日(日)に、「2024 ツアー・オブ・ジャパン」として、以下のとおり堺ステージを開催することとなりました。

レース当日は、道路交通規制が行われますので、ご迷惑をおかけすることになりますが、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

つきましては、事業実施の周知とレース開催による交通規制を市民の方に周知したく、大変ご多忙のところ恐縮とは存じますがチラシの回覧をよろしくお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の拡大状況等により、開催中止となる可能性もございます。予めご了承くださいますようお願い申し上げます。

- 1.開催日時 2024年5月19日(日) 10時～16時頃
- ・堺国際クリテリウムレース 10:50スタート 11:35頃フィニッシュ
 - ・JBCF(一般社団法人全日本実業団自転車競技連盟)クリテリウムレース
11:40スタート 13:20頃フィニッシュ
 - ・堺ステージ(第1ステージ/個人タイムトライアル)
13:35スタート 14:30頃フィニッシュ
- ※クリテリウムレース:一般交通を遮断したサーキットで行い、周回を重ね、最終周回の着順をもって順位を決めるレース。
- ※個人タイムトライアル:ステージレースの第1ステージとして実施され、選手1人1人がコースを1周し、タイムを競う競技。

- 2.場所 大仙公園周回コース
堺市都市緑化センター前→上野芝町1丁西(交)→大仙中町東(交)→百舌鳥駅前→夕雲町東(交)周回

- 3.距離
- ・堺国際クリテリウムレース 26.8km [1周2.7km×9周+2.5km]
 - ・JBCFクリテリウムレース 未定(後日決定します)
 - ・堺ステージ(第1ステージ/個人タイムトライアル) 2.6km [1周2.6km×1周]

- 4.参加選手 16チーム(海外7チーム、国内9チーム) / 合計96名
JBCF加盟登録選手/約200名

問合せ・・・Tel 228-7534 地域産業課

2. 事業説明案件

(1) 令和6年厚生統計調査の実施について (保健所・生活福祉部・健康部)

厚生労働省では、本年も、国民生活基礎調査等の調査を実施いたします。

これらの調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等の事項について調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

調査を行う地区については、令和2年国勢調査の調査区の中から厚生労働省が無作為に選びます。そして、厚生労働省から委託を受けた本市において、市長が任命した調査員がその地区の各世帯を訪問し、調査を行います。

この調査員は、地方公務員として調査活動にあたっており、調査内容を他に漏らすことは厳しく禁じられております。

なお、各調査の概要を添付しておりますが、調査時期が近づきましたら、調査地区の校区代表者様へ調査内容についての説明資料を送付させていただきます。

つきましては、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、調査の重要性をご理解いただき、調査の実施へのご協力をお願い申し上げます。

調査の概要

調査名	調査目的等	調査時期
国民生活基礎調査	<p>保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的事項を調査し、厚生労働行政の企画及び運営に必要な基礎資料を得るとともに、各種調査の調査客体を抽出するための親標本を設定するために行う。</p> <p>調査地区数は、8地区。該当する校区は福田、登美丘西、上野芝、宮山台、五箇荘、東浅香山、東三国丘、光竜寺の8校区。</p> <p>調査は、4月下旬から5月上旬に準備調査を行い、6月上旬に世帯票調査を、7月中旬に所得票調査をそれぞれ実施する。</p>	<p>【準備調査】 4月下旬～ 5月上旬</p> <p>【世帯票】 6月上旬</p> <p>【所得票】 7月中旬</p>
世帯動態調査	<p>本調査は、各世帯がどのように形成され、変化したかという世帯変動の実態と要因を調査し、世帯数の将来推計のための基礎資料を提供することを目的とする。</p> <p>調査地区は、国民生活基礎調査の調査地区から再抽出される。</p>	6月
社会保障に関する意識調査	<p>本調査は、社会保障に関する情報の入手や関心度、給付と負担の水準などについての意識を調査することで、今後の厚生労働行政施策の企画・立案のための基礎資料を得ることを目的とする。</p> <p>調査地区は、国民生活基礎調査の調査地区から再抽出される。</p>	7月
国民健康・栄養調査	<p>本調査は、国民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とする。調査地区は、令和2年国勢調査の調査地区から再抽出される。</p>	11月
歯科疾患実態調査	<p>本調査は、国民の歯科保健状況を把握し、8020運動（歯科保健推進事業等）の種々の対策の効果についての検討等、今後の歯科保健医療対策を推進するための次期の目標設定に必要な基礎資料を得ることを目的としている。調査の対象は令和2年国勢調査の調査地区から再抽出され、満1歳以上の世帯員を報告者とする。</p>	11月

問合せ・・・Tel 228-7582 保健医療課
 Tel 228-7212 健康福祉総務課
 Tel 222-9936 健康推進課

(2) 令和6年堺大魚夜市の開催日について

(観光部)

現在、今年の堺大魚夜市の開催に向けて準備を進めているところですが、昨年の開催状況や運営体制を踏まえ、安全・安心な夜市開催のための運営人員が不足していること、さらなる堺大魚夜市の継承と発展のため多くの来場者を見込むことができることから、下記のとおり開催日の変更を予定しています。

各校区の皆様におかれましては、校区内で夏まつりなどのイベントが同日に開催される可能性があるかと存じますが、堺大魚夜市の開催日の変更について何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

記

変更後の開催日

【変更前】

7月31日

【変更後】

7月の最終土曜日

※令和6年は、7月27日（土曜）

問合せ・・・Tel 227-8841 堺大魚夜市実行委員会事務局
Tel 228-7493 観光推進課

(3) ①令和5年度堺市ごみ減量化推進員アンケート実施について

②堺市ごみ減量化推進員名簿の確認について

(環境事業部)

①令和5年度堺市ごみ減量化推進員アンケート実施について

標記のことについて、ごみ減量化推進員の皆様に、より各地域の実情にあった柔軟な活動を行っていただくため、現在活動いただいている推進員の皆様を対象としたアンケートを実施いたします。

これまでにご提出いただいた活動報告書と今回のアンケートの内容をもとに、次期改選時には推進員制度の見直しを検討しています。ご協力のほど何卒お願い申し上げます。

記

1. 報告事項 令和5年度堺市ごみ減量化推進員アンケート実施
 - ・令和6年3月上旬に減量化推進員宛に令和5年度堺市ごみ減量化推進員アンケートを郵送
 - ・郵便、FAX または電子申請システムによる回答
2. 添付資料（参考） 令和5年度堺市ごみ減量化推進員アンケート

②堺市ごみ減量化推進員名簿の確認について

標記のことについて、現在の堺市ごみ減量化推進員の任期は令和7年5月末となっておりますが、新年度にあたり変更の有無を確認するため、「提出用堺市ごみ減量化推進員名簿」へ記入し提出をお願いします。

なお、令和6年度に堺市ごみ減量化推進員設置要綱の改定を予定しており、単位自治会に1名は必須で選出していただかなくてもよくなりますので、校区代表者以外の方は転居等で欠員があっても、代わりの方を新たに推薦していただく必要はございません。

記

1. 依頼事項 『堺市ごみ減量化推進員名簿』の確認および提出
2. 添付資料
 - ・提出用堺市ごみ減量化推進員名簿（令和6年度）
 - ・堺市ごみ減量化推進員名簿（令和5年度）
 - ・記入例
 - ・返信用封筒
3. 記入方法 「堺市ごみ減量化推進員名簿（令和5年度）」を確認し、変更の有無を「記入例」にしたがって「提出用堺市ごみ減量化推進員名簿」に記入してください。
4. 提出期限 令和6年4月30日（火）
5. 提出方法 お渡しする返信用封筒に「提出用堺市ごみ減量化推進員名簿」を封入し郵送、または電子メールによりご提出ください。

問合せ・・・Tel 228-7479 資源循環推進課

(4) 堺市景観計画（改定案）の策定について

【広報さかい令和6年4月号掲載予定】

(都市計画部)

平成23年度に現行の堺市景観計画を策定し、「大規模建築物の届出制度」「百舌鳥古墳群周辺地域における認定申請制度」により、色彩等の協議を行い良好な景観形成を図ってまいりました。計画策定から10年以上が経過していることから見直しを行い、このたび改定案を策定しましたので、お知らせいたします。

記

1 計画概要

(1) 計画の目的

- ・良好な景観の形成を図るため、その区域、良好な景観の形成に関する基本的な方針、行為の制限に関する事項等を定める計画。

(2) 課題

- ・現行の堺市景観計画は平成23年の策定から10年以上が経過していることから、本市上位計画との整合を図る必要がある
- ・重点地域における取組の強化、地域の変化などを踏まえた方針の整理、新たな技術やデザイントレンド等に対応した景観形成基準の見直しなどを行う必

要がある

(3) 主な改定内容

①第2章：基本方針の再構成

上位・関連計画の改定を踏まえた再構成

②第3章：地域別景観形成方針の見直し

上位・関連計画の位置づけや地域の変化を踏まえた方針の見直し

③第4章：公共事業の積極的な景観形成の追記

公共事業の役割や今後の公共事業を踏まえた積極的な景観形成の追記

④第4章：堺環濠都市地域の基準強化

重点的な景観形成を図る地域の位置づけに基づく、景観形成基準等の設定

⑤その他

新技術等に対応した行為の制限（景観形成基準）の追記や屋外広告物の維持管理の観点の充実及び市民・事業者への周知啓発等の観点の充実

2 今後のスケジュール

- ・令和6年3月 パブリックコメントの実施
- ・令和6年6月頃 堺市景観審議会への諮問
- ・令和6年7月頃 堺市都市計画審議会への諮問
- ・令和6年8月頃 堺市景観計画の改定

問合せ・・・TEL 228-7432 都市景観室

(5) 令和5年中の火災概況について

(予防部)

消防局では、管内における令和5年中の火災概況をとりまとめましたので、市民の皆さまと一体となって防火対策を推進すべく、火災件数やその傾向等についてご報告させていただきます。

問合せ・・・TEL 238-6005 予防査察課

(6) 堺市教職員の働き方改革の推進について

【広報さかい令和6年4月号掲載予定】

(教職員人事部)

全国的にも教職員の長時間勤務、病気休職者数の増加が喫緊の課題となっており、このことは堺市においても同じ現状にあります。

教職員が心身ともに健康な状態で働き、子どもたちへより良い教育を行うことができるよう、働き方改革の推進に一層のご理解と協力を賜りますようお願いいたします。

記

1. 目的

「働きやすく『働きがい』のある学校の実現」

- ・教職員が心身ともに健康な状態で、安心して働くことができる
- ・教員が子どもの成長を実感することができる
- ・保護者・地域と信頼関係を築くことができる

2. 今後のスケジュール

令和6年3月下旬

広報さかい4月号 各家庭配付

令和6年3月下旬

堺市教育委員会ホームページ掲載

問合せ・・・TEL 228-0238 教職員企画課

(7) (仮称) 堺市立第2学校給食センターの工期延長に伴う全員喫食制中学校給食の開始予定時期の延期について (学校管理部)

本市では、成長期にある中学生の健全な心身の発達に向けて、栄養バランスの取れた、安全安心な全員喫食制の中学校給食を実現させるため、(仮称) 堺市立第1学校給食センターと(仮称) 堺市立第2学校給食センターの建設工事を進めています。

第2給食センターでは、令和7年4月からの全員喫食制中学校給食の開始に向けて、令和5年10月から建設工事を進めていましたが、工期を延長しなければならない事象が発生したため、当初予定していた給食開始時期を変更します。

1 工期延長の理由

第2給食センター建設用地の地盤改良工事において、当初の設計を上回る強固な地盤があり、追加の調査を行い、施工方法の変更が必要となったため。

2 工期延長に伴う第2給食センターの給食開始時期

(変更前) 令和7年4月(予定)

(変更後) 令和7年6月(予定)

3 第2給食センター対象中学校(14校)

泉ヶ丘東・平井・登美丘・野田・福泉・福泉南・宮山台・

若松台・三原台・晴美台・原山台・庭代台・赤坂台・美木多中学校

※なお、全員喫食制中学校給食を開始するまでの間は、現在実施している選択給食を継続して対応します。

【参考】

(仮称) 堺市立第2学校給食センターの概要

建設地：南区桃山台1-23-1 約6,700㎡ (旧・梅給食センター敷地)

調理能力：最大8,000食/日(中学校14校へ配送)

※なお、第1給食センターから提供する予定の中学校(29校)の給食開始時期は、当初の計画どおり、令和7年6月を予定しています。

問合せ・・・TEL 228-7489 学校給食課

3. その他

(1) 提出書類について

下記のとおり提出をお願いします。

	提出書類	用途	提出期限
①	令和5年度 「校区自治会活動推進補助金」実績報告関係書類 ●校区補助金実績報告書(様式第6号) ●事業実施報告書(様式第7号甲乙丙) ●収支決算書(様式第8号) ●街頭防犯カメラ設置等事業について次の書類 ・街頭防犯カメラ設置等一覧表(資料集掲載「様式B」) ・街頭防犯カメラ設置箇所位置図 ・撮影範囲を記した平面図 ・街頭防犯カメラ設置後の現況写真 ・撮影された画像 ●防犯灯設置等事業について次の書類 ・防犯灯設置等一覧表(資料集掲載「様式C」) ●領収書の写し(1万円以上の場合) ●校区補助金精算書(様式第11号)	補助金実績報告	<u>4月12日</u> <u>(金)</u> ※期限までに決算が確定しない校区は、確定後速やかにご提出ください。
②	令和6年度 「校区自治会活動推進補助金」交付申請書関係書類 ●校区補助金交付申請書(様式第1号) ●事業計画書(様式第3号) ●収支予算書(様式第4号) ●加入世帯数報告書(資料集掲載「様式A」)	補助金交付申請	
③	令和6年度堺市自治連合協議会・校区役員名簿	協議会名簿作成	
④	令和6年度送付先の指定について	市の回覧依頼物等送付先	<u>4月30日</u> <u>(火)</u>
⑤	令和5年度退任者感謝状贈呈予定者名簿	感謝状贈呈	
⑥	令和6年度堺市校区相談役委嘱申請書	校区自治連合会運営	
⑦	令和6年度自治会施設賠償責任保険加入依頼書	施設賠償責任保険加入	
⑧	校区自治連合会会則 (令和5年度から変更がなければ不要)	校区自治連合会運営	

事務手続きの都合上、決定次第、ご提出していただきますようお願いいたします。

※校区自治会活動推進補助金は、補助金額より校区自治連合会活動費が下回る場合は、残額を返金いただく必要があります。なお、繰越金、積立金、慶弔費は補助金を充当することができません。

提出先	…各区役所	自治推進課		
問合せ先	…堺区役所	自治推進課	電話	228-7082
	中区役所	自治推進課	電話	270-8154
	東区役所	自治推進課	電話	287-8122
	西区役所	自治推進課	電話	275-1902
	南区役所	自治推進課	電話	290-1803
	北区役所	自治推進課	電話	258-6779
	美原区役所	自治推進課	電話	363-9312

パソコン用に各様式（ワード・エクセル）をCDでお渡ししております。
可能なかぎり、この様式に入力し、プリントした形で提出をお願いします。

- | |
|--|
| <p>(2) ①「こども110番の家」協力者に対する保険加入者名簿の提出について
②こども110番の家の旗の配布について</p> |
|--|

①「こども110番の家」協力者に対する保険加入者名簿の提出について

令和6年度の各校区協力者への保険加入のため、「こども110番の家」協力者名簿をご提出ください。令和5年度届け出の協力者名簿をお渡しします（※令和5年度に届け出のなかった校区は令和4年度分）。

協力者の削除（昨年度の名簿を二重線で消してください）、また新規協力者の方は、新規協力者名簿に追加をしていただき、4月26日（金）までに区役所自治推進課または市民協働課に提出をお願いします。

***保険適用期間が5月1日から翌年4月30日までであるため、名簿提出までの空白期間が生じる場合（名簿提出が間に合わない場合）は、名簿提出までの期間について令和5年度の名簿をもって令和6年度の名簿として読み替えることとします。**

【令和6年度契約内容（予定）】

契約期間	令和6年（2024年）5月1日から令和7年（2025年）4月30日
加入保険内容	死亡・重度後遺障害 1,000万円、 中度後遺障害 300万円、 軽度後遺障害 30万円、 入院見舞金（日数に関係なく） 5万円 通院見舞金（日数に関係なく） 5万円、 建物損害・収容物損害（損害額に関係なく） 3万円。
申請必須条件	こども110番の家活動に直接起因する事件であること及び警察に被害届けを提出されていること。逃げ込んだ子どもが明らかであること。
給付対象者	実施者（名簿記載者）、実施者の配偶者、実施者もしくは実施者の配偶者と生計を共にする同居親族や別居の未婚の子、又は実施者に雇用され登録建物内で働く従業員（アルバイト含む）。※同居親族とは、実施者の6親等以内の血族及び3親等以内の姻族のこと。

※ 堺市と包括連携協定を結ぶ企業等より、「こども110番運動」への協力申し出があった場合、子ども育成課で状況確認した上で受け付け、堺市において名簿登録を行い、当該企業の店舗等の所在する地域の連合自治会長様にはその旨書面にてお知らせいたします。

※ その他、店舗、企業等より直接堺市に子ども110番の家活動へのご協力の申し出をいただいた場合につきましては、当該店舗等の所在する地域の連合自治会長様宛てに、登録確認の書面を送付させていただきます。

問合せ先・・・TEL 228-7457 子ども育成課
名簿提出先・・・TEL 228-7405 市民協働課

②子ども110番の家の旗の配布について

新規のご登録や旗が古くなったため新しい旗が必要な場合は、各区役所自治推進課もしくは子ども育成課青少年係へお問合せください。

【お問合せ先】

堺区 自治推進課

堺区南瓦町3-1（本館3階） TEL 228-7082

中区 自治推進課

中区深井沢町2470-7（中区役所内3階） TEL 270-8154

東区 自治推進課

東区日置荘原寺町195-1（東区役所内3階） TEL 287-8122

西区 自治推進課

西区鳳東町6丁600（西区役所内4階） TEL 275-1902

南区 自治推進課

南区桃山台1丁1-1（南区役所内3階） TEL 290-1803

北区 自治推進課

北区新金岡町5丁1-4（北区役所内2階） TEL 258-6779

美原区 自治推進課

美原区黒山167-1（美原区役所内本館4） TEL 363-9312

子ども育成課 青少年係

堺区南瓦町3-1（堺市役所高層館8階） TEL 228-7457

問合せ・・・TEL 228-7457 子ども育成課

(3)地域の安全・安心につながる各種事業について

「(仮称)LED防犯灯更新補助金」について

【概要】

令和6年度から令和9年度までの4年を計画期間として、蛍光灯型の防犯灯からLED防犯灯への更新に要する費用を補助。

- ・補助率：10分の9
- ・上限額：防犯灯1灯につき3万円
- ・補助対象者：校区自治連合会及び校区自治連合会が運営に関与する団体

※蛍光灯型の防犯灯からLED防犯灯への更新については、令和6年度から令和9年度までの4年間は本補助金をご活用ください。防犯灯の新設や劣化したLED防犯灯の交換等については、これまでどおり校区自治会活動推進補助金をご活用ください。

「(仮称)自治会活動保険補助金」について

【概要】

自治会活動中の不測の事故に備えた保険加入にかかる保険料を補助。

- ・ 保険の内容

傷害保険：活動中の不測の事故により、自治会員が負傷又は死亡した場合に係る治療費等を補償

賠償責任保険：活動中の不測の事故により、第三者の生命、身体または財物に損害を与えた際に負う法律上の賠償責任を補償

- ・ 補助対象者：堺市自治連合協議会

※補助金以外の支援として、事故にあわないために、活動に必要な防犯チョッキなどの資機材の支給も引き続き行います。

特殊詐欺被害防止自動通話録音機の無償貸出について

【概要】

特殊詐欺の被害が多い65歳以上の高齢者世帯を対象（65歳以上の高齢者を含む世帯も対象）に、固定電話機用の自動通話録音機の無償貸出を実施。

- ・ 貸出台数：1,250台

問合せ・・・TEL 228-7405 市民協働課

4. 事務局連絡

(1)自治会活動実践記録「波紋」第68集の完成について

例年作成しております自治会活動実践記録「波紋」が完成しました。

各校区指定送付先へ配送させていただいておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(2)令和5年度自治会活動推進功労者表彰式の開催について

日時：令和6年3月22日（金）午後1時から

場所：堺市役所本館4階 秘書課第2応接室

被表彰者： 松村 義孝 会長（堺区 少林寺校区自治連合会）

森 敏則 会長（東区 登美丘東校区自治連合協議会）

朝尾 恵子 会長（西区 上野芝校区自治連合会）

田中 隆司 会長（南区 美木多校区自治連合会）

問合せ・・・TEL 228-7405 堺市自治連合協議会事務局（市民協働課内）